

高知市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない高知市をめざして～

平成 31 年 3 月

高知市

はじめに

平成 28 年 4 月に国の「改正自殺対策基本法」が施行され、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定が義務づけられました。さらに平成 29 年 7 月には「自殺総合対策大綱」が見直され、国を挙げて自殺対策を推進しています。

本市の自殺死亡率は減少傾向にあり、平成 29 年の自殺死亡率は 15.21 で全国平均をやや下回っています。しかし、ここ 5 年間を見ても毎年 50～60 人前後の方が自殺で亡くなられており、自殺対策は市をあげて取り組むべき課題であると言え、「誰も自殺に追い込まれることのない高知市の実現を目指して」、自殺対策を推進していくことが必要です。

自殺対策は、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていくことが重要であるということを踏まえ、「高知市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本市のこれまでの自殺対策の取組をさらに全庁的に展開し、総合的に推進するための具体的な施策を定めています。

今後は、本計画に基づいて、国、県をはじめ、関係機関・団体との連携を一層強化しながら総合的な対策に取り組んでまいります。

平成 31 年 3 月

高知市

高知市自殺対策計画 目次

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨	2
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	6
4 計画の数値目標	6

第2章 高知市の自殺の特徴

1 自殺の現状	8
2 住民の意識調査の結果分析	17

第3章 自殺対策における取組

1 計画体系図	23
2 具体的施策	24
地域におけるネットワークの強化	24
自殺対策を支える人材の育成	26
市民への啓発と周知	28
生きることの促進要因への支援	31
ライフステージに応じた支援の充実	38

第4章 今後の成果指標

1 自殺対策全体の数値目標	46
2 具体的施策に対する指標	46
3 計画の点検評価	47

高知市自殺対策計画 策定経過	48
----------------	----

